

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和8年5月26日

独立行政法人水資源機構

筑後川下流総合管理所長 北村 達也

(公印省略)

1. 目的

この歩掛参考見積募集要領は、筑後大堰で予定している業務の積算の参考とするために、作業歩掛について募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成6年5月31日付け6経契第443号)に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者の人数等を記載して提出して下さい。
提出期間：令和8年5月27日(水)から令和8年6月10日(水)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 提出先
独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所長 北村 達也 宛
【担当】経理課 鶴川
〒830-0071 福岡県久留米市安武町武島 1063-2
TEL 0942-26-4551 FAX 0942-26-2031
E-mail: jwa_chikugo_karyu@water.go.jp
- (3) 提出方法
書面は持参、郵送、FAX又はメール(いずれも社印があること)により提出するものとします。(社印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記により省略可能)

4. 参考見積内容

- (1) 作業項目及び作業内容
業務内容の詳細については、【別紙-1】に示す業務内容について、【別紙-2】の項目毎に必要な技術者の員数を記入してください。
- (2) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲
 - ①本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料(調査等編)」(以下「基準書」という。)によるものとします。
 - ②歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記(1)「作業

項目、作業内容」を実施する為に必要な技術者、資機材の人数等を徴取します。

③見積の有効期限は、令和9年3月31日までとします。

④見積の件名は、「筑後大堰水道事業効果算定（仮称）」とします。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和8年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和8年5月27日(水) から令和8年6月3日(水) まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

(2) 提出場所：3. (2) に同じ。

(3) 提出方法：3. (3) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和8年6月4日(木) から令和8年6月10日(水) まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

筑後大堰水道事業効果算定（仮称）

第 1 節 業務概要

本業務は、筑後大堰の耐震対策事業（老朽化対策を含む）の採択前に必要な水道事業に係る事前評価を行うため、その評価に必要となる基礎資料の作成及び事業効果算定を行うものである。

第 2 節 計画準備

業務の目的及び内容を整理し、業務の検討方針及び具体的な実施計画をとりまとめた業務計画書を作成し提出するものとする。

第 3 節 水道事業効果検討

3-1 費用及び便益の算定方法の選定

筑後大堰の耐震対策及び老朽化対策の計画を踏まえ、水道事業の費用対効果分析マニュアル（平成 23 年 7 月）（平成 29 年 3 月一部改訂）に基づき適切な費用及び便益の算定方法を選定する。

3-2 総費用の算定

筑後大堰の耐震対策事業（老朽化対策を含む）に係る総費用を算定するものとする。
なお、当該事業の実施に係る事業費及び年度割りにについては、機構より提示する。

3-3 総便益の算定

筑後大堰の耐震対策事業（老朽化対策を含む）の効果として、以下に示すとおり当該事業による効果を算定する。

- ① 災害時等の減断水被害額の軽減効果
- ② 災害時等の応急復旧工事費の減少効果

なお、筑後大堰湛水域からの取水に関係する自治体は、次のとおりである。

取水口	関係自治体
福岡導水 （福岡地区水道企業団）	福岡市、春日那珂川水道企業団（春日市、那珂川市）、大野城市、筑紫野市、太宰府市、古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町、糸島市、宗像地区事務組合（宗像市、福津市）、久山町（令和6年度末時点未給水）
福岡導水 （佐賀東部水道企業団）	基山町
福岡県南広域水道企業団	久留米市、大川市、筑後市、柳川市、大牟田市、八女市、朝倉市、みやま市、大木町、広川町、筑前町、三井水道企業団（小都市、大刀洗町）
佐賀東部水道企業団	佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町
令和7年度末時点未取水	うきは市、鳥栖市

3-4 費用対効果の算定

上記第 1 項～第 3 項により、費用対効果を算定する。

【別紙1】見積仕様書

第4節 事業評価委員会資料の作成

事業評価委員会の説明資料として、以下の項目についてデータ収集、整理を行い、委員会資料としてとりまとめる。ただし、2)の③、3)の①については、機構より指示する。

- 1) 事業の概要
- 2) 事業をめぐる社会経済情勢等
 - ①水需給の動向（第3節第3項に示す関係自治体）
 - ②水源水質の変化等
 - ③当該事業に係る要望等
- 3) 新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性
 - ①新技術の活用の可能性
 - ②コスト縮減の可能性
 - ③代替案立案の可能性
- 4) 費用対効果分析
- 5) 対応方針

第5節 報告書作成

上記までの検討をとりまとめ、報告書を作成する。

以上